

防火水槽設置に関する指示書

平成 年 月 日

様

和泉市消防署長

防火水槽設置について、下記事項を遵守することを指示します。

記

1. 設計図書を工事着手1ヶ月前迄に提出し承認を受けること。
2. 防火水槽上への一般車両乗入れ及び付近の駐車防止の措置を講ずること。
3. 防火水槽設置場所等の状況により事故発生の恐れがあると認めるときは、事故防止措置を講ずること。
4. 防火水槽の鉄蓋の規格は別紙のとおりとする。
5. 防火水槽付近に標識を掲出し、規格は別紙のとおりとする。
6. 防火水槽設置の各工程において事前連絡をもって次の各検査を受けること。
二次製品の場合
(1) 基礎ベース検査 (2) 据置検査 (3) 防水検査 (4) 減水状況追跡検査
(5) 完成検査
現場打ちの場合（一次製品）
(1) 底部配筋検査 (2) 側・頂部配筋検査 (3) 防水モルタル仕上げ検査
(4) 減水状況追跡検査 (5) 完成検査
7. 採水口を設置している場合は、採水口完成後に上記検査のいずれかにおいて採水口の検査を受けること。
8. 防火水槽への水補給は設置者が行うものとする。消火栓から補給する場合は、上下水道部から手交される料金納付通知書に基づき料金を納付すること。
9. 防火水槽が各指示事項に基づき完成したときは、遅延なく消防指定水利の手続きを行うこと。
10. 消防指定水利手続きに必要な書類は次のとおりとする。
(1) 消防指定水利届出書 (2) 消防指定水利承諾書
(3) 付近見取り図、設計図書、工程写真
* 必要部数は工程写真を除き2部提出とする。
11. その他必要事項